

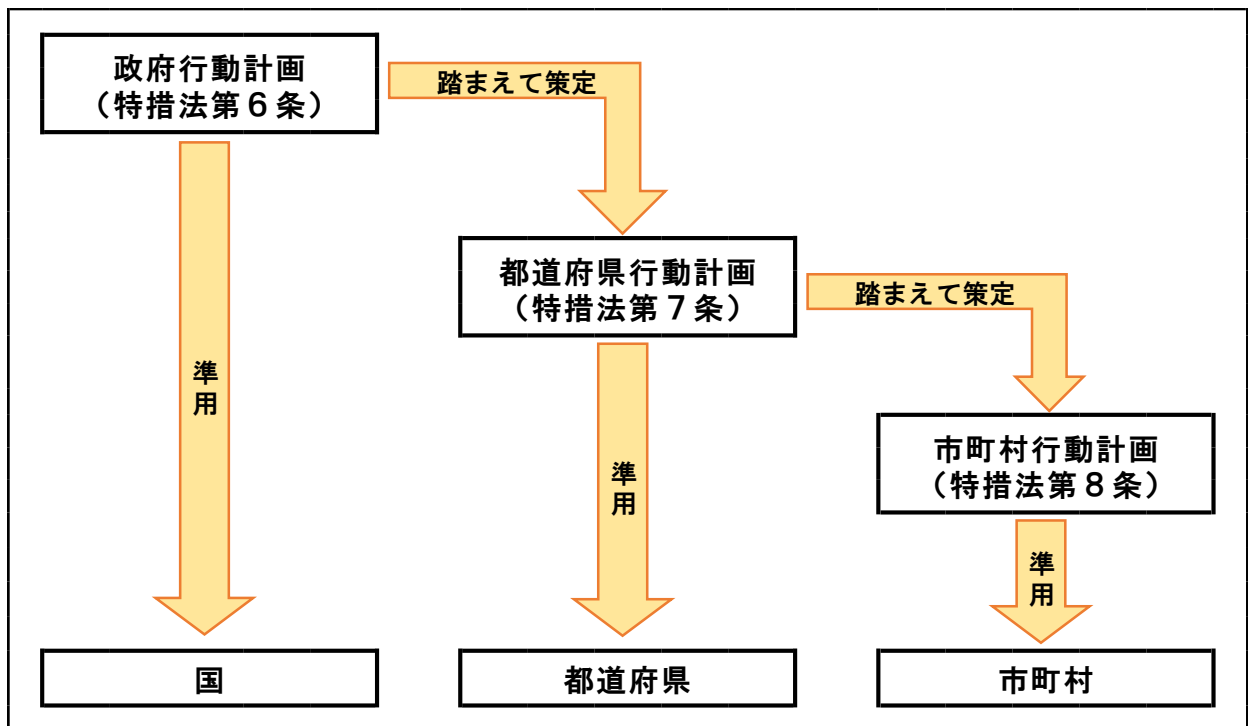
# 名寄市新型インフルエンザ等対策行動計画 改定のポイント

名寄市健康福祉部 名寄市保健センター

# 「名寄市新型インフルエンザ等対策行動計画」（改定案）の概要について

## 行動計画とは

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 7 条の規定に基づき、感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活・社会経済活動に及ぼす影響を最小になるよう、感染症危機への対策に関する基本方針、発生段階に応じた対策や行動を示す計画
- 令和 6 年 7 月 新型コロナ対応を踏まえ、政府行動計画を改定
- 令和 7 年 3 月 政府行動計画改定を踏まえ、道行動計画を改定
- 政府、道の行動計画を踏まえ、市行動計画を改定（～令和 8 年 3 月）



## 市行動計画改定のポイント

### 計画の目的

- ① 市民の生命及び健康を保護
  - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する
  - ・流行のピーク時の患者数等を抑え医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられる
  - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす
- ② 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小に
  - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する

## 市行動計画改定のポイント

項目	現行	改定（案）
時期区分の再設定	①未発生期 新型インフルエンザ等が発生していない状態	①準備期 国内外における新型インフルエンザ等の発生を探知するまで
	②海外発生期 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
	③国内発生早期 国内患者が発生しているが、全患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態	②初動期 探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで
	④国内感染期 患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	③対応期 基本的対処方針が実行されて以降
	⑤小康期 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

項目	現行	（改定）道行動計画	（改定）名寄市行動計画
対策項目の充実	①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④まん延防止 ⑤医療 ⑥道民生活・経済	①実施体制 ②サーベイランス ③情報収集・分析 ④情報提供・共有 <u>リスクコミュニケーション</u> ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬道民生活・経済 ※下線は新設	① <b>実施体制</b> ②（保健所設置市のみ作成） ③（保健所設置市のみ作成） ④ <b>情報提供・共有</b> <u>リスクコミュニケーション</u> ⑤（保健所設置市のみ作成） ⑥ <b>まん延防止</b> ⑦ <b>ワクチン</b> ⑧（保健所設置市のみ作成） ⑨（保健所設置市のみ作成） ⑩（保健所設置市のみ作成） ⑪ <b>保健</b> ⑫ <b>物資</b> ⑬ <b>市民生活・経済</b> ※下線は新設

## 市行動計画の構成

<b>第1部 新型インフルエンザ等対策措置法と行動計画</b>		P1～3
第1章	新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	
第2章	名寄市インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応	
<b>第2部 新型インフルエンザ等対策の実施の関する基本的な方針</b>		P4～18
第1章	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等	
第2章	新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点	
第3章	市町村行動計画の実行性確保等	
<b>第3部 新型インフルエンザ等対策の核対策項目の考え方及び取組</b>		P19～38
第1章	実施体制（P19～）	第5章 保健（P34～）
第2章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション（P21～）	第6章 物資（P35～）
第3章	まん延防止（P23～）	第7章 市民の生活及び地域経済の安定の確保（P36～）
第4章	ワクチン（P25～）	

## 各対策項目の主な取り組み

準備期 (発生前段階)	初動期 (感染症発生段階)	対応期 (封じ込めを念頭に対応する時期以降)
<b>1 実施体制</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、道等相互に連携した実践的な訓練の実施</li> <li>・庁内及び関係機関との連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部の設置</li> <li>・全庁的な対応を推進</li> <li>・予算の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて道や他市町村等にも要請し、状況に応じた対策を実施</li> </ul>
<b>2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有</li> <li>・情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報等に関する啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双方向のリスクコミュニケーションの実施体制の強化</li> <li>・情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報等に関する啓発、対応、相談受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報</li> </ul>
<b>3 まん延防止</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）の普及・促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国や道と連携し、患者の発生に備え、感染症法に基づく患者や濃厚接触者への対応の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染対策や外出等に係る要請等、事業者や学校等に対する要請等、まん延防止対策の実施</li> </ul>
<b>4 ワクチン</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、道や医師会等と連携し、ワクチンの供給体制や接種体制の構築</li> <li>・有事において、ワクチン接種に必要なとなる資材の準備</li> <li>・国が示す当該システムとの連携整備（DXの推進）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保</li> <li>・全庁的な接種体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン等の流通、需要及び供給状況の確認、調整</li> <li>・接種体制の拡充、市民への情報提供</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・健康被害救済制度の情報提供</li> </ul>
<b>5 保健</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保など、保健所と連携した感染症危機に備える体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道からの要請を受けての、感染症有事体制への移行準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道が実施する健康観察に必要な協力の実施</li> <li>・道と連携した感染症対策や各種支援策の周知・広報</li> </ul>
<b>6 物資</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策物資等の備蓄状況等を定期的に確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期に引き続き、必要な物資の準備・点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動期に引き続き、必要な物資の準備・点検</li> </ul>
<b>7 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携や必要となる情報共有体制の整備</li> <li>・事業者や市民に対し、衛生用品や食料品、生活必需品等必要な準備を行うことを勧奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連物資等の購入についての適切な行動の呼びかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身への影響に関する施策の実施</li> <li>・教育及び学びの継続に関する支援</li> <li>・生活関連物資等の適切な供給</li> <li>・社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</li> </ul>